SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **2** 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp



「震災遭難兒童弔魂像」(東京・横網町公園)

なぜ弁護士が原発問題に 立ち上がらねばならないのか

法律家5団体主催「福島原発災害連続講座

あいち **北村** 栄

ある。

後六時から同場所とすでに決まっており、ぜひ次が始まったのであり、第二回は六月二九日(木)午れた(写真)。待ちに待った極めて勉強になる講座

回以降多数の会員に参加していただきたい講座で

私は、名古屋から参加したが、今回はその報告と、どうして原発問題にわれわれ青法協の会員がと、どうして原発問題にわれわれ青法協の会員が

二 哲学が問われる

のか、現在の原子炉はどうなっているのかという野口先生の話は、どうして原発事故が起こった身の農民連ふるさとネットワーク事務局長の森谷身の農民連ふるさとネットワーク事務局長の森谷の農民連ぶるさとネットワーク事務局長の森谷のかと呼びがありません。

とか。 学が問われているのではないか、その人間が持つ 確には言えない。結局問題は、その学者のもつ哲 解した。その点で御用学者の何と人生観の浅いこ などは放射線などについて影響は少ないと言って 策等々、幅広い事項をていねいにかつわかりやす ている哲学が現れる問題だと思う、と言われた。 ーベルト以下なら安全だとか、大丈夫だとかは明 いるが、そのようなことはない。また、何ミリシ 裕はないが、先生は、東電や原子力安全・保安院 現状から、放射能汚染の広がり方、その影響、 くさまざまなしがらみや状況など全部含めた価値 く語っていただいた。ここにすべてを紹介する余 つまり、放射線は体によくないことは明らかだ 人生観に最後は行き着く、ということだと理 どこから危険だというかはその学者の取り巻

写真集「までいの力」

 会・日本反核法律家協会の主催で、

東京・四谷

·団・日本民主法律家協会・日本国際法律家協六月一日、青法協弁学合同部会をはじめ自由法

「プラザエフ」において、「福島原発災害連続講座

5第一回

「福島原発災害と放射線の影響」が行わ

作った村おこしの写真集である。の「飯舘村」の村民が、全力をあげて心を込めて

無惨な写真より、どれだけ人の心を打つことか、

緑の表紙をめくったところにこんな言葉が書かれている。「ここには二○一一年三月一一日午後二っていたとき、原発事故が起こったのだ。ここにある自然が豊かで人々の笑顔で溢れていた美しいある自然が豊かで人々の笑顔で溢れていた美しいある自然が豊かで人々の笑顔で溢れていた美しいある自然が豊かで人々の笑顔で溢れていた美しいない。どんな悲惨な写真、破壊された原発建屋のない。どんな悲惨な写真、破壊された原発建屋のない。どんな悲惨な写真、破壊された原発建屋の



ŋ 価二五〇〇円)。 六八○○ FAX○二四—五四六—一五八七 携と思う (シーズ出版・TEL〇二四―五九七 収益も飯舘村復興のために使われるとのこともあ 文書のチラシを周りに配って歩いているが、販売 誰の心にもわからせるのにこれ以上のものはない。 ような写真集だ。原発の問題性を一瞬にして深く あるものがあるだろうか。計画しようとしてでき ものであったのか、これ以上心に響く、説得力の 原発がわれわれの生活や人生・ふるさとにどんな た写真集ではない。「不運の中に生まれた奇跡」 私は会場で五冊買い、翌日二〇冊を注文し、注 ぜひ個人に一冊、 事務所の据置きに一冊は必 定

四 弁護士の役割・使命

原発事故に関して、被災者は生活や仕事に大打察を受けており、仮払いなど被害弁償の手伝いをすることは弁護士として当然のことである。多数の会員が被災地に行き相談にのり活躍している。の会員が被災地に行き相談にのり活躍している。わるものとして、強く自覚すべき問題だと考えてわるものとして、強く自覚すべき問題だと考えている。

でも奪われる根こそぎの人権侵害である。日々活動をしているが、原発問題はその人の仕事日々活動をしているが、原発問題はその人の仕事

る。阪神大震災との大きな違いはここにある。 にも禍根を残すものである。放射線物質が親から 子に引き継がれたり、高度に汚染された土地は何 十年と誰も立ち入ることができなくなる。復興に 最も必要なのはその地域に住んでいた人が結集し 最も必要なのはその地域に住んでいた人が結集し 最も必要なのはその地域に住んでいた人が結集し 最も必要なのはその地域に住んでいた人が結集し

③ことこの原発問題にかぎっては、新憲法下にもかかわらず実質的にみて「表現の自由」「知る権もかかわらず実質的にみて「表現の自由」「知る権利」がない状況である。これまで電力会社が権力民党政権も官僚も学者までも「原子力村」を作り、民党政権も官僚も学者までも「原子力村」を作り、民党政権も官僚も学者までも「原子力村」を作り、民党政権も官僚も学者までも「原子力村」を作り、時の自然が行われ、御用学者が国民の目をそらせて発表」が行われ、御用学者が国民の目をそらせて発表」が行われ、御用学者が国民の目をそらせて

である。
である。
に鋭敏である弁護士が取り組まねばならない問題に鋭敏である弁護士が取り組まねばならない問題に鋭敏である弁護士が取り組まねばならない問題に鋭敏である。

①まず、根こそぎの人権侵害であることであ

£. 知っていただきたいこと

の数は思うほど減っていない。 述べており、その影響か、世論調査で原発容認派 ない、原発は安く自然エネルギーは高くつきまだ 十分な数がなく実用に適していないと、繰り返し 未だテレビなどでは原発推進派が、電力が足り

そこで、次のことはぜひ知っていただきたい。

発の電気代の計算に、立地する地域に支払う莫大 なかったのである。 すら電力会社・政府は国民に知らせていない。そ 量を制限するという「需給調整契約」があること 者は割引料金で使える代わりに緊急時に電力供給 時をずらせば問題はない。②大会社など大口需要 ないことはない。盛夏の一瞬の消費量最大ピーク 紙数がないので結論だけ述べるが、①電力が足り れを使えば「計画停電」などする必要はまったく ③原発は少しも安くない。原

> のである。 チャー企業も参入でき、 権を守るために自然エネルギーの発展の邪魔をし 策費がまったく入っていないのである。 てきたのだから、それをやめ援助をすれば、ベン な地域対策交付金や核廃棄物処理コスト、事故対 地域経済も活性化できる ④原発利

律家の義務であると思う。 していただきたいと思う。 気づいた者から発信することこそ、われわれ法 ぜひともに勉強し発信

もんじゆ脈殿と福島第 北陸 悟

る (平成四年一〇月二九日 知見に基づく判断に依拠して行うこととされてい り、その審査は原子力安全委員会の最新の科学的 起きないようにするため、原子炉設置許可処分の ■原子炉等規制法は、万が一にも原子炉災害が 十分な安全審査を行うことを求めてお 伊方原発訴訟最高裁

> 効判決を得た原発訴訟である。 分の効力を争い、 判決)。もんじゅ訴訟は、この原子炉設置許可処 控訴審段階で、 住民側勝訴の無

燃料物質を増殖する点で「夢の原子炉」と呼ばれ 原子炉である。高速増殖炉は、消費した以上の核 もんじゅは、 福井県敦賀市にある実験段階の

である。 ランスでさえ開発を断念している。その原因の 発的に燃焼する物質で安全確保がむずかしいから つは、 たこともあるが、今では、先発国のアメリカやフ れるナトリウムが、酸素や水と激しく反応して爆 原子炉から熱を取り出す冷却材として使わ

事実、もんじゅ訴訟の審理中の一九九五年一二月八日にナトリウム漏えい事故が発生し、この事リウムが漏えいしても、絶対に穴が開かずコンクリウムが漏えいしても、絶対に穴が開かずコンクリート製の建物を防護する」と想定されていた鋼リート製の建物を防護する」と想定されていた鋼明らかになった。それは、ナトリウム漏えい事故に際し、「発電所建物の損壊を防止し、原子炉 放に際し、「発電所建物の損壊を防止し、原子炉 おいい にいことを でまめた安全 審査基準に 適合しないことを 意味する。

る」などとして無効判決を批判し、最高裁は、こところが、国の原子力行政の担当者や原子力工ところが、国の原子力発電所にはほかにも安全設備がある」「設置許可段階で安全が確保できる可能性も残されている」「鋼鉄製の床板でも、ほかの能性も残されている」「鋼鉄製の床板でも、ほかの能性も残されている」「鋼鉄製の床板でも、ほかのまできる可能性も残されている」「鋼鉄製の床板でも、ほかのところが、国の原子力行政の担当者や原子力工ところが、国の原子力行政の担当者や原子力工ところが、国の原子力行政の担当者や原子力工

民敗訴の判決を言い渡した。

住

■しかし、この考え方は間違っている。伊方判決が認めるように、原子炉等規制法は、「万が一にも原子炉災害が起こらないようにする」という頃のすべてについて安全が確認されることを許可項のすべてについて安全が確認されることを許可ない事例が明らかになったときに、基準の方を緩めて解釈するのは本末転倒である。

対する理解不足である。

対する理解不足である。

無効判決を批判した工学者や行政担当者の見解は、原子炉等規制法と原子力安全工学の関係にりをチエックすべき最高裁が、この批判に屈したりをチエックすべき最高裁が、この批判に屈したりをチエックすべき最高裁が、この批判に屈したの誤解は、原子炉設置許可の段階における安全審査の無効する理解不足である。

原発についても、審査基準の一つである「発電用■今回の福島第一原発事故は、実用炉である同

い」とした不合理点があることを明らかにした。にわたる全交流電源喪失」を「考慮する必要はなできる」という誤った事実認識に基づき、「長期間線の復旧または非常用交流電源設備の修復が期待設に関する安全設計審査指針」自体にも、「送電

そして、審査基準が合理的でないか、または、 審査基準に基づく評価の結果、一つの審査事項に 合、原子炉の設置許可は許されないこととされて いるから、福島の事故で明らかになった安全審査 上の問題は、福島第一原発はもちろん、全国の原 発の設置許可処分の法適合性判断に重大な疑問が あることを明らかにしたといえる。

れに求めているように思う。安全を守る視点から発言し行動することをわれわ行政の仕組みと実態に対する研究を深め、国民の行政の住組みと実態に対する研究を深め、国民の

は、「発電用原子炉施 でも誤りがあったことに にも誤りがあったことに にも誤りがあった可能 にも誤りがあった可能

◎カンパのご報告とお礼

ここにご報告し、お礼にかえさせていただきます。会に過分なるカンパをいただきました。このたび、鉄建公団訴訟弁護団有志より、青法協弁学合同部

志賀原発訴訟を踏まえて

- 今後の原然のおり方を考える

北陸岩淵 正明

志賀原発訴訟の経過

地裁に民事差止訴訟を提訴した。 北陸電力(北陸三県を中心とした電力会社)が、 本海側の志賀町に計画したのは一九六七年のこと であった。その後、一九八八年八月に設置許可が なされたため、一九八八年一二月と八九年七月に 合計二〇〇名の原告が北陸電力を被告として金沢 地裁に民事差止訴訟を提訴した。

棄却の地裁判決を受けた。その後の控訴と上告棄問題点を全面展開したが、一九九四年八月に請求棄物処理問題、電力需給論などの原発のあらゆる東の処理問題、電力需給論などの原発のあらゆる以来一九九三年九月の結審まで三四回の弁論の

確定した。
却を経て二○○○年一二月に一号機訴訟の敗訴が

この間二号機も一九九九年四月に設置許可を受たれ年八月に金沢地裁へ提訴し、一号機訴訟での全年三月二四日に遂に差止め判決を得た。
年三月二四日に遂に差止め判決を得た。
もかし、二○○九年三月には名古屋高裁金沢支
が上告を棄却し敗訴が確定した。

一号機訴訟の特色と一定の成果

わが国で初めて設置許可された原発であったた一号機は、一九八六年のチェルノブイリ事故後

の証人の協力を得た。
の証人の協力を得た。
かい、その広範囲にわたる被害を踏まえ、地元だけめ、その広範囲にわたる被害を踏まえ、地元だけ

そのためか一審判決は、傍論でBWRの核暴走の可能性と防災の不備に言及し、控訴審判決では、「……・TMI事故、チェルノブイリ事故といっは、「……・TMI事故、チェルノブイリ事故といっな重大事故が発生しており、我が国においても多数の事故あるいは問題事象が発生していて国民の原子力発電所の安全性に対する信頼は揺らいでいること、その他核燃料の再処理問題、将来の廃炉高こと、その他核燃料の再処理問題、将来の廃炉高こと、その他核燃料の再処理問題、将来の廃炉高ごと、その他核燃料の再処理問題、将来の廃炉高ごと、そのためか一審判決は、傍論でBWRの核暴走の可能性と防災の不備に言及し、控訴を関係を持つ」と認定していることに対している。

事故の危険性や原発の有する問題点を認めた点

思われる。 では、チェルノブイリ事故の影響を受けていたと

逆転敗訴判決二 二号機における勝訴判決と

決であった。 とした。まさに今回の福島原発事故を予測する判 ず、多重防護が有効に機能するとは考えられない 事故の可能性もあり、 故障などが考えられ、 減少・喪失、ECCS(非常用炉心冷却装置)の 喪失、非常用電源の喪失、配管の破断、 によって事故が起こる具体的危険があるとした。 知潟断層帯による活断層を八キロメートルとして 三の可能性もあり小規模に過ぎ、②考慮すべき邑 下地震の想定がM六・五とされているが、M七・ め判決を得たことが大きな成果であった。 などの問題点があるとして、想定を超えた地震動 この判決では、北陸電力の耐震設計では、 また、万一の地震が発生した場合、外部電源の (1)一号機訴訟では、 四四キロメートルまで想定すべきである スクラムの失敗や炉心溶融 機器の単一の故障に止まら 全国で初めての民事差止 冷却材の ①直

がインタビューに答えて、「電力会社がさまざまな最近、当時の裁判長・井戸謙一氏(現弁護士)

決につながったものと思われる。と原子力安全委員会がそれを追認するという構造と原子力安全委員会がそれを追認するという構造と原子力安全委員会がそれを追認するという構造ので危険を過小評価し、見合った対策ですませよ

の点、 が、 決を出しても、上級審では覆されるし、裁判官個 きな不利益が生じたら、責任が取れるのか。 で原発を止めたことで、電気が足りず産業界に大 ば、安全と言わざるを得ない。次に三人の裁判官 素人で、専門家が作った安全基準に合致していれ あるとして、「第一は、裁判官は原発の技術面 裁の元裁判官が、一般論としつつ、問題点は三つ 険性を見抜けなかったかが問題とされている。こ 査指針が策定され、控訴審は、この指針による審 あることは否定できません」と答えている。 人のキャリアに傷がつくと自粛してしまう空気が 査を前提として一審判決を取り消してしまった。 今回の福島原発事故後、裁判官がなぜ原発の危 原発推進が国策である以上、それに反する判 柏崎刈羽原発訴訟の一部に関与した新潟地 しかし、一審判決後に、新しい耐震設計審 第三

段の支障にならないとしていた。

全設計に不備があることを相当程度立証しているすなわち、一審判決では、原告らは、被告の安専門性では、立証責任を工夫していた。

(3)

この指摘を前提にすると一審判決は第一

の

したのである。
はたのであるが、被告の反証が成功していないとは、
ないきであるが、被告の反証が成功していないと
ないた、次は、被告において、原告らが指摘する具

の連転が差し止められても、電力供給にとって特の連転が差し止められても、電力供給にとって特にさしたる問題がなかったとして、本件原子炉給にさしたる問題がなかったとして、本件原子炉給にさしたる問題がなかったとして、本件原子炉の運転が差し止められても、電力供給にとって特別では、私たちは需給論(原発がないでは、対したが、電力供給にさしたる問題がなかったとして、本件原子炉の運転が差し止められても、電力供給にとって特別で、大学では、被告の安全性の立証は

所の判断も大きく動いていく可能性がある。論が過半数を超え逆転したことからすれば、裁判原発をなくすあるいは減らすべきであるとする世三番目の点は、福島原発事故後の世論調査では

四さいごに

許容限度である年間一ミリシーベルトをはるかに約七○○キロメートル)に居住する者についても、合、原告らのうち最も遠方の熊本県(原発から二号機の一審判決は、「重大事故が発生した場

している。 超える五○ミリシーベルトの被曝の恐れがある」と

今回の福島原発事故では、原発事故の被害は広範しつこく立証したことに応えたものである。現に、これは私たちが、チェルノブイリなどの被害を

あることは誰にも保障できない。伊方原発最高裁
成くしてくるが、その結果、原発事故の確率が
厳しくしてくるが、その結果、原発事故の確率が
がいるであることは誰にも保障できない。伊方原発最高裁
のであることは誰にも保障できない。
のであることは誰にも保障できない。
のであることは誰にも保障できない。
のであることが現実となっ

を今後は主張していく必要があろう。時、その結果としての被害が今回のように社会が容認できない規模や程度であるのであれば、この容認できない規模や程度であるのであれば、この時、その結果としての被害が今回のように社会が

第一八回憲法を考える山形集会

― テーマは「福島原発、生存権そして憲法」

山形高橋 一敬一

青 法協山形支部・自由法曹団山形支部の共催で開催している憲法集会は、今年で二○年目、催で開催している憲法集会は、今年で二○年目、

発事故をテーマとしました。
参避難所生活する状況下にあることから、福島原生し、原発事故から避難した方々が山形県にも大生し、原発事故から避難した方々が山形県にも大生し、原発事故が発

例年、多くとも五〇名程度の参加者の小ぢんま

の強さがはっきりと現れました。見の参加もあり、山形でも原発事故に対する関心もかかわらず、一〇〇名を超えた参加者で、立ちりとした集会ですが、今年は五月三日の連休中に

弁護士会の小野寺信一会員、放射性物質についてパネル討論を行いました。パネリストは、一九九が映のETV特集「原発災害の地から」)、その後、放映のETV特集「原発災害の地から」)、その後、おHK

出されるのが、この憲法集会の特徴です。ついて私が、避難地の法律相談会で寄せられていついて私が、避難地の法律相談会で寄せられていりました。参加者からの鋭い質問や意見が活発にりました。参加者からの鋭い質問や意見が活発に出されるのが、この憲法集会の特徴です。

ある東京電力の原発です。小野寺会員は、
島第二原発は、爆発した第一原発の隣りに

福

を裁判所に訴えました。

は次のとおりです。 事故で現実化したのです。小野寺会員の報告要旨 ったのですが、この訴訟で指摘したことが今回の うになりました。一九九二年に最高裁で敗訴にな に入り、その年に提訴された原発訴訟に関わるよ 九七五年に弁護士になると郡山市の法律事務所

にも起きているし、 ③あってはならないはずの冷却材喪失事故は過去 て初めて認識される、 囲におよぶ、②事故の原因の多くは事故が発生し ①いったん大事故が発生すれば災害は極めて広範 ことを指摘し、これらから、一審の最終弁論では、 ると考え対策を怠ることの四点が重大事故を招く 何重もの安全機構があり、 過小評価し、対策をしなくなってしまうこと、 は安全だと思い込むと、安全でないという情報を は必ずカバーされると国は主張するが、そうでは るという複雑な態様で事故が進展するが、 の機器が同時に故障し、また運転員のミスが重な 故と、一九八六年のチェルノブイリ事故が起きま ないこと、③思い込みから対策を怠ること、原発 安全評価はこれを無視していること、②人為ミス した。弁護団はスリーマイル島事故から、 裁判の途中で、一九七九年のスリーマイル島事 将来も必ず起きるという三点 事故は盲点から発生する、 重大な結果を回避でき ① 複 数 日本の **(4)**

> 通じることです。 これらは、 今回の福島原発の重大事故にすべて

可能性について主張しています。 津波について、一九七七年三月には、 小野寺会員は、飛行機事故では、 弁護団は、一九八二年三月の準備書面で地震と 損害がおよそ 水素爆発の

報告がありました。 地球的な汚染が生じるこ 害を推定できないこと、最悪のシナリオでは、

のが今回の事故であると いった原発と同居できる 誰も分かりません。 とになり、被害の規模は かどうかが問われている

92 番、 て、 質量数ですが、ウランは 個の中性子からなってい 核は、2個の陽子とa-z 説明がありました。 zが原子番号、 の周期表を示して 野氏からは、 ヨウ素は53番、 原子 a が セ

> 期で、 シウムは55番で、 という講義から始まりました。 せず、人工的に原子核反応を起こすと生成される 性原子核が、確率的に半数崩壊する期間が半減 原子核と崩壊する放射性原子核があること、 期は三○年ですが、これら同位体は天然には存在 ヨウ素沿は半減期八日、 同じ原子番号でも安定存在する セシウム37の半減

核が毎秒一個崩壊するのが一ベクレル、 ベクレルは、 放射能の強さを表す単位で、 等価線量 原子

全

メリットを判断できますが、原発事故の場合は損 想定でき、飛行機を利用するメリットと事故のデ

て震災義援金にご協力を

引き続き

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、被災地の会 員とその活動を支援するための義援金を受け付けてい ます。1口5000円で、できるかぎり複数口お寄せ下 さい。

義援金は、被災地の支部・地域の会員の生活と事業の 再建、救援活動などに活用されることを想定しています。

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦 セイネンホウリツカキョウカイ (カンパグチ マツオフミヒコ)

粟野氏は、

「原子力」は、

火を用いるなどの核外

ましたが、難しいですね 熱量を与えるのが一シーベルトという説明があり は、 一キロあたり一ジュール (〇・二カロリー) の

ほど遠い技術であり、 部の世界については、 電子の挙動の範囲の化学の世界でなく、 指摘がありました。 人間が人為的に触れられない領域であるとの 原子核、 いまだ人間にとり身の丈に 細胞核の二つの核 原子核内

しないなど、住民の健康を守る視点に欠けるこ を求める通知をしていたこと、気象庁も拡散予想 こと、三月一八日、 は、二○○○枚以上の拡散予想図が作られていた ため一二○億円かけて開発したシステムであるの 予測結果の公表がなかったのですが、 SPEEDIについて、住民の被曝防止の 一般大衆に拡散予想を発表することの自粛 (高橋) からは、 日本気象学会理事長が会員に 放射能の拡散予測システム 実際に

意見陳述があり、

例年以上に時間が足りませんで

その後、

参加者から次々に挙手があって質問や

した。

らわれていると報告しました。 などの抽出検査の恣意性)、 不審があり、これらはデータ取得の恣意性 (学校校庭の二〇ミリシーベルト問題など) にもあ データ解釈の恣意性 (野菜

が報告されました。 会社の帳簿の問題などさまざまな問題があること 所での女性差別、 期避難世帯の救済が原発でも対象になるのか、 いた人が、災害弔慰金をもらった場合の問題、 用調整助成金の問題、 問題、 トでの議論などから、 田会員からは、震災関連のメーリングリス 福島県出身ということで婚約破棄、 避難所での性被害、 福島県からの避難者の差別 生活保護を受給して 避難地域

0



生データを与えると無用の不安を煽るという国民

などを報告し、これら非公開の根底には、

国民に

ータを公表しないことの問題、

核種分析の非公開

ったく公表していないこと、東電の原子炉基本デ

エネルギー省では公表しているのに、

日本ではま

と、二〇キロ圏内の放射線量についてアメリカの

第14回人権研 究交流集会報



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集 (機関紙「青年法律家 | 号外) が発行されました。青法協弁学合同部会の 活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広く ご活用下さい(1部200円・送料別)。



青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail: bengaku @ seihokyo.jp

敷引特約に関する 最高裁判決について

京都 長野 浩三

神戸地判平成一七年七月一四日(判例時報一九○ 中野八七頁)は、建物賃貸借契約のいわゆる敷引一号八七頁)は、建物賃貸借契約のいわゆる敷引いていると判断した。また、賃貸事業者と消費者いていると判断した。また、賃貸事業者と消費者いていると判断した。また、賃貸事業者と消費者がある賃借人の交渉力の差や関西地区における不である賃借人の交渉力の差や関西地区における不である賃借人の交渉力の差や関西地区における不である賃借人の交渉力の差や関西地区における不可かである賃借人の交渉力の差が関連を強いとし、敷引特約を消費者であることが慣れている状況にあるといっても過言ではないとし、敷引特約を消費者契約法一○条により全部無効とし、敷引特約を消費者契約法一○条により全部無効とした。

敷引特約は下級審ではほとんど無効とさ

判例が定着したかにみえた。

判例が定着したかにみえた。

判例が定着したかにみえた。

判例が定着したかにみえた。

判例が定着したかにみえた。

判例が定着したかにみえた。

> びその額等に照らし、 の補修費用は、 加え、 明示されている場合には、賃借人は、賃料の額に 約に敷引特約が付され、賃貸人が取得することに 間にその趣旨について別異に解すべき合意等のな 賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に牛 費用が含まれないものとして賃料の額が合意され 契約を締結するのであって、賃借人の負担につい なる金員(いわゆる敷引金)の額について契約書に の賃貸借契約に付された敷引特約は、 旨のいわゆる敷引特約であるところ、居住用建 のうち一定額を控除し、これを賃貸人が取得する ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される ているとみるのが相当であって、 している場合には、その反面において、 べき金員を敷引金として授受する旨の合意が成立 図られているのが通常だとしても、これに充てる せる趣旨を含むものというべきである」「賃貸借契 ことはできない」「消費者契約である居住用建物の て賃借人が上記補修費用を二重に負担するという ては明確に合意されている。 い限り、 「本件特約は、敷金の性質を有する本件保証 賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及 敷引金の額についても明確に認識した上で 通常損耗等の補修費用を賃借人に負担さ 賃料にこれを含ませてその回収が 敷引金の額が高額に過ぎる そして、 敷引特約によっ 通常損耗等 契約当事者 上記補

と評価すべきものである場合には、当該賃料が近

て当該事案では敷引特約は無効でないとした。解するのが相当である」とし、具体的事情をあげあって、消費者契約法一○条により無効となると費者である賃借人の利益を一方的に害するもので費者である賃借人の利益を一方的に害するものでのである。

更するものである。 (判例時報一九二一号六一頁)を実質的に変本件最判は最判平成一七年一二月一六日

を合意の内容としたものと認められるなど、その り説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、 書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭によ 体に具体的に明記されているか、 とになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自 は、少なくとも、賃借人が補修費用を負担するこ になるから、賃借人に同義務が認められるために のは、賃借人に予期しない特別の負担を課すこと ずる通常損耗についての原状回復義務を負わせる うすると、建物の賃借人にその賃貸借において牛 てその支払を受けることにより行われている。そ 費や修繕費等の必要経費分を賃料の中に含ませ に係る投下資本の減価の回収は、通常、 物件の劣化又は価値の減少を意味する通常損耗 が社会通念上通常の使用をした場合に生ずる賃借 同判決は、「建物の賃貸借においては、 仮に賃貸借契約 減価償却 賃借人 それ

いた場合に限り有効になるとしているのであいがあった場合に限り有効になるとしているのであい、通常負担するとの明確な合意のが相当である」とし、通常損耗の原状回復費用のが相当である」とし、通常損耗補修特約」という)があった場合に限り有効になるとしているのであいます。

由・説明がまったくないのである。
ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最判は前記棒線部のとおり、敷ところが、本件最別がある。

四復費用に充当されている部分が賃料から減額されば、 はなく敷引金額によって負担することを前 提に賃料の額を合意したといえるためには、原則 に対する例外を設けるものであるから、少なくと も次の四要素が必要である。

こと、③賃借人が通常損耗の原状回復費用の金額

れていること、②賃借人が適正賃料を判断できる

可能である。

「のである。

「のである。

「のである。

「のである。

「のである。

「のである。

「のである。

「のでである。

るとは到底評価できない。 復費用を賃借人が負担するという明確な合意があしたがって、敷引特約により通常損耗の原状回

五 さらに本件最判は、敷引金額が月額賃 当時約を有効としているが、賃料と原状回復費 敷引特約を有効としているが、賃料と原状回復費 敷引特約を有効としているが、賃料と原状回復費 敷引特約を有効としているが、賃料と原状回復費

大 本件最判をみて、判決は人の作業なんだの変更してもらうべく活動する。 本件最判は判効の判決を重ねるとともに、早急に本件最判は無だ。しかし、基本的には、「高額な敷引特約は無だ。しかし、基本的には、「高額な敷引特約は無だ。しかし、基本的には、「高額な敷引特約は無だ。しかし、基本的には、「高額な敷引特約は無いるが、というという。

団体交渉権が認められる イナックスメンテナンス事件最高裁で逆転勝訴! 大阪 古本 剛之

題とされた を認める判決が出されたものである。ここでは、CEが労働組合法上の「労働者」に当たるかが問 働委員会に申し立て、行政訴訟にも至った。そして、この度、最高裁においてCEの団体交渉権 た事件である。これに対して会社は、CEは個人事業主であるとして団体交渉を拒んだため、労 -・エンジニア)」と呼ばれる労働者が、労働組合を結成し、会社に団体交渉に応じることを求め イナックスメンテナンス事件は、洗面台など水回り製品の出張修理に従事する「CE(カスタマ

一事件の経緯

1 CEの就労実態

は「個人事業主」だと主張する。 CEは全員一律の「業務委託」と題された契約を

業務内容については、修理のやり方、道具、

接

しかし、その就労実態は労働者そのものである。CEは会社からの連絡を受けるために待機が 義務付けられる。そして、顧客から会社に修理依 頼がくると、会社からCEに連絡が入り、CEから顧客に連絡して訪問日時などを打合せ、修理に 赴く。修理後は会社に報告し、修理代金も全部会 社に送金する。

偽装された「業務委託」であって、実態は雇用も、会社によって定められている。CEの報酬(給与)の基準客態度に至るまで、事細かにマニュアルなどによ

労働委員会

に極めて近いものになっている。

2

CEらはその地位があいまいで、会社からの一 てEらはその地位があいまいで、会社が 書のために、二○○四年九月、労働組合「建交労 書のために、二○○四年九月、労働組合「建交労 エNAXメンテナンス近畿分会」を結成し、会社が に対して団体交渉を申し入れた。しかし、会社が に対して団体交渉を申し入れた。しかし、会社が に対して団体交渉を申し立てるに至った。

は、中央労働委員会でも維持された。
会社に団体交渉に応じないのは不当労働行為で会社に団体交渉に応じないのは不当労働行為で会がに対した。その判断

3 行政訴訟

会社側は労働委員会命令の取り消しを求めて行政訴訟を提起したが、東京地裁は二〇〇九年四月二二日、棄却判決(組合側勝訴)を下した。会社は控訴し、控訴審は一回で結審したが、同年九月一六日にだされた東京高裁の判決は、まさかの逆転敗訴の不当判決であった。

東京高裁は、労働組合法上の「労働者」について、「法的な使用従属関係」を要件とし、その範囲でのである。形式面だけを取り上げており、あまたのである。形式面だけを取り上げており、あまたのである。形式面だけを取り上げており、あまたのである。形式面だけを取り上げており、あまり、のである。

4 同種の他事件

4

実際の運用において、CEは基本的に会社の

スエンジニアリング事件がある。
な件と同様に、新国立劇場事件、ビクターサービーがの事件に、新国立劇場事件、ビクターサービーがのる。

6

業務について場所的にも時間的にも一定の拘

束を受けていたこと

交渉権を認めたにもかかわらず、裁判所は「労働これらの事件においても、労働委員会は団体

いていた。 者」性を限定し、団体交渉権を否定する判断が続

一 最高裁判決

勝訴)と同日の判決であった。四月一二日に、高裁判決を破棄し団体交渉を認め四月一二日に、高裁判決を破棄し団体交渉を認め四月一二日に、高裁判決を破棄し団体交渉を認め

素として指摘している。基準はあげなかったが、以下のような点を肯定要基準はあげなかったが、以下のような点を肯定要

1

CEが会社の事業遂行に不可欠な労働力とし

- いたこと 会社がCEとの契約内容を一方的に決定して て会社組織に組み入れられていること
- 有していること
 ③ CEの報酬が労務提供の対価としての性質を
- その指揮監督下に労務提供を行っていること⑤ CEは会社の指定する業務遂行方法に従い、依頼に応ずべき関係にあったこと

様の視点が示されており、最高裁はこれらを判断新国立劇場事件最高裁判決においてもおよそ同

要素として考えているようである。

だい。 的な事象を重視することは相当とはいえない」と が、最高裁はその点について、「そのような例外 たが、最高裁はその点について、「そのような例外 業活動を行って収益を上げていた点を強調してい

おり、東京高裁の結論を強く否定している。のて、それを否定する余地はない」と述べられて動組合法上の労働者に該当することは明らかであまた、田原裁判官の補足意見では、「CEが労

二さいごに

CEの労働組合は、関西では高い結成率を達成まで団結してたたかい続けてきた事件でもある。最後結したたたかいを続けてきた事件でもある。最後になってたかいを続けてきた事件でもある。最後のようによっている。

也・古本剛之・古川拓)。は、村田浩治・河村学・愛須勝件や地位向上をめざしてたたかっていくことにな件を地位向上をめざしてたたかっていくことになり後は、団体交渉の場において、CEの労働条





などに関する議長声明を発表 福島原発事故」 一大阪 ・君が代起立強制条例

青年法律家協会弁護士学者合同部会

の会、大阪府議会の各会派に郵送しましたので報告します(編集部)。 る国歌の斉唱に関する条例』(案)の撤回を求める声明」を発表、 学校の教職員を含む大阪府の職員に国歌斉唱時の起立を求める条例案を大阪府議会に提出したことに 係省庁、各政党などに郵送、同月三一日には、五月二五日、大阪維新の会府議会議員団が、大阪府立 とする暴力の連鎖を回避することを求める議長声明」を発表、それぞれ首相官邸、衆参両院議長、関 抗議し、急遽、「職員に国歌の起立斉唱を義務付ける『大阪府の施設における国旗の掲揚及び職員によ 声明」「今年度の司法試験を『三振制』から除外することを求める議長声明」「武力による制裁をきっかけ 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、五月一八日、「東京電力 『福島第一原発事故』 に関する議長 橋下徹府知事、 大阪府議会、 大阪維新

東京電力「福島第一原発事故」に関する議長声明

1 苛酷事故の発生

伴う津波によって、東京電力の福島第一原子力発電本年三月一一日に発生した東日本大地震とこれに

必要があるが、少なくとも現在においても極めて深述する事故調査によって十分に解明されるのを待つてどのような事態が生じたのかについては、今後後所において重大な事故が発生した。この事故におい

刻な事態が刻々と生じていることは明らかである。 すなわち、原子炉の冷却材の喪失ないし外部電源の完全喪失によって炉心の冷却が不可能となり、炉心の露出による損傷が生じたことから、原子炉の圧力異常上昇が生じ、大気中へのベントの実施、水素爆発、これによる原子炉建屋の破壊などの事態が生じた。加えて使用済み燃料貯蔵プールにおいても、冷却機能の喪失により、水素爆発による建屋の破壊などの事態が対した。

能漏出は現在も継続している。

って大量の汚染水が海中に流出した。これらの放射れ、原子炉及び使用済み核燃料プールへの注水によたことにより、大量の放射性物質が大気中に放出さたことにより、大量の放射性物質が大気中に放出さ

に匹敵する「レベル7」という認定がなされている。ント)というべき状況であり、チェルノブイリ事故この事態は、まさに苛酷事故(シビア・アクシデ

2 これまでの「安全神話」 根本的な誤り の

不実の言辞と言うべきである。 吹聴することは、それ自体が虚構であり、 て、そのような事理を無視して「絶対的な安全」を ような対策を万全に行うことが要求されるのであっ とが必要である。危険な事業を行う事業者にはこの 被害発生をできるだけ回避し、あるいは軽減するこ により、事故の発生をできるかぎり避けること、そ な認識のうえで、事故原因を除去する万全の努力 生は避けられないものと考えられている。そのよう の知見においては、あらゆる事業において事故の発 神話」を振りまいてきた。しかし、現代の事故工学 な事故を生じることはないという、いわゆる「安全 社と政府は、わが国の原発は絶対に安全であり深刻 して、事故が発生した場合においては、これによる 東京電力をはじめとする原発を運用する電力会 無責任な

きないという対応そのものが誤りである。放射能汚 程度を「想定」して、これを超えれば事故を防止で また、そもそも自然現象に対してその限界や影響の 津波に匹敵する津波が歴史的に観測されていること 原因であるかのような見解を示しているが、今回の ない。東京電力は「想定外」の高さの津波が事故の 惹起した事態であり、決して不可抗力の天災では 今回の事故は、このような虚構の「安全神話」 すでに地震学の見解が示していたところである。 が

> 事業者には要求されるのである。 とを避けることができるような備えと対応が、当該 れによって致命的な事態 (放射能災害) が生じるこ おいては、どのような災害・事件が発生しても、 にとって致命的な災害が惹起され得る原子力事業に そ

染という取り返しのつかない事態、すなわち、

人類

避けなければならない。 襲われても機能停止に陥らない電源設備と冷却機能 的な事態を招かない設計、そして津波に施設全体を なのであれば、事業者はそのような立地そのものを などの設計が求められたのであって、それが不可能 地震であれ、もし地震動によって破壊されても致命 て原発を立地・運用する以上、どのような大規模な 日本のような地震国において、しかも海洋に面

当面必要な課題

3

な施策が必要とされている。 は当然として、そのほかに、少なくとも以下のよう 態の改善と放射能漏出の阻止に全力を尽くすこと このような事態の進行を前に、 継続する危機的な

(1)情報の完全な開示

防止するなどの理由で、情報開示を抑制することは じめとする放射能汚染のデータを含む情報を、すべ 危機感」や不安の増大を回避するとか、風評被害を て開示することが必要である。周辺住民の「過剰な 福島第一原発の内部で進行している事態の詳細 周辺地域の状況、 特に、 放射線量の測定値をは

> る のままに知ることは、 判断が可能となる。また、このような危機的事態に 直面している周辺住民と国民にとって、 誤りである。十分な情報があってこそ、人は正しい 基本的な権利というべきであ 事態をあり

(2) 危険な原発の速やかな停止

ている立地点に所在する原発を停止し、 列島において、特に大地震と津波の危険が予想され 新増設計画は直ちに中止すべきである。 対策を講じることが必要である。もとより、 化している原子炉についても、同様に直ちに停止し、 策を講じることが必要である。また、今回の福島第 ある。そうであれば、現在も地震活動期にある日本 さに「安全神話」は虚構であることが証明されたので 危険性が内包されていることが明らかになった。ま 原発の一号炉と同等の古い設計の原子炉及び老朽 今回の苛酷事故の発生によって、原発には重大な それから対

(3) 周辺住民の被曝の回避

いは、 会的・経済的生活を保護する政策の実施が必要であ ある地域に居住する住民を速やかに避難させ、 を適切に予測して、 放射線量の観測を実施しつつ、累積される放射線量 散し、広範囲の地域が汚染されつつある。引き続き 災当日ないし三月一二日のベント以来の大気中への 放射性物質の大量放出により、高濃度の放射能が拡 これまでに観測されたところによれば、 必要な被曝防止策を実施して、その健康と社 健康上の被害を生じる可能性の すでに震

ないことを認識しなければならない。 離償が伴わなければ人間的な最低限度の生活が営め 避難所の設置だけでは不十分であり、正当な経済的 の表質におよぶことが予想される避難生活には、

また、現在議論が続いている小中学校の屋外活動を制限する限界放射線量をどのように設定すべきかの問題は、年間二〇ミリシーベルトという緊急時にの問題は、年間二〇ミリシーベルトという緊急時にの問題は、年間二〇ミリシーベルトという緊急時にの間のは大人より放射線が強い影響を与えることを何よりも重視すべきであり、そのうえで実効性のある保護が実現されるような対応が求められる。そして、今後の長期的な放射線障害の影響を考えるならば、周辺地域の住民について、プライバシーるならば、周辺地域の住民について、プライバシーに配慮しつつ継続的な調査を実施し、放射線被曝の事実経過を記録しておくことも検討されなければならないであろう。

(4) 緊急対応に従事する労働者の

安全衛生の確保

舎などにおける待遇は劣悪であって、その疲労は極が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたっている。これら作業員が現地において作業にあたって、その疲労は極くなどにおける待遇は劣悪であって、その疲労は極くなどにおける待遇は劣悪であって、その疲労は極

な労働者保護の施策が必要である。 な放射線被曝の被害が生じることのないよう、確実限に達している。こうした劣悪な待遇により、新た

(5) 事故調査の実施

原発事業ないし原発行政の推進に関与してきた組織 事故の当事者である東京電力はもとより、これまで 観性のある調査が実現されなければならないから、 施されなければならない。この事故調査機関には きるよう内閣府に設置して、万全な独立性を維持し 科学省からの影響を受けないで任務を行うことがで 全委員会や、その関係省庁である経済産業省や文部 府内部においても、 れる事故調査機関を設置する必要がある。そして政 や個人を排除して、独立した第三者によって構成さ 原発事業の実施に利害関係を持つものを排除し、 高度な独立性が確保される必要がある。すなわち、 万全になされることが必要不可欠である。そのため の事故の原因及び経緯について、事実関係の解明が 原子力政策の方向を正しく決定するためには、 て事故調査が実施されなければならない。 以上のような施策を確実に実施し、さらに今後の 適切な事故調査機関が設置され、事故調査が実 原子力安全・保安院や原子力安 今回 客

責任追及への発展を懸念する関係者が情報の提供をいい。調査の結果が、刑事責任の追及などに利用されい。調査の結果が、刑事責任の追及などに利用され戒処分などの責任追及から分離しなければならな戒処分などの責任追及から分離しなければならな

被害の弁償

(6)

ない。 が問題とされるべきであるから、このような主張は でに、「異常に巨大な天災地変」(原子力損害賠償法) については、原発事業を国策として推進してきた国 止を阻害する前例にしかならない。 きた場合には天災地変として免責される運用を許す 対策とコストの投入を怠っておきながら、事故が起 認められるべきではない。事故防止に対する必要な きものではなく、必要な対応を怠っていたことこそ おり本件事故は自然災害による不可抗力に帰するべ に該当するとして免責を主張しているが、 が、補填しなければならない。なお、東京電力はす て速やかに十分な賠償責任を果たさなければなら 大な被害を生じている。東京電力は、これらについ 的・人道的被害を強いているし、農業、 生じている。周辺住民の強制的避難は重大な経済 この事故によって、すでに著しい被害が各方面 その他の製造業をはじめとする経済活動に甚 それは理不尽であると同時に、 そして、東京電力の賠償能力を超える損害 事故の再発防 畜産業、 漁

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、以上の

4 浜岡原発の永続的停止を

諸施策の速やかな実施を強く要求するものである。

ころであった。こうした経緯を経て、五月九日に、 であるが、本来当然の措置というべきものである。 同原発の全面停止を決定したことは評価すべき前進 中部電力が政府の要請を受けて四・五号炉を含めた 働を表明していたことは、まことに理解できないと にもかかわらず、中部電力が停止中の三号機の再稼 は著しく甚大なものになることが懸念される。それ とより、首都圏にも放射能がおよぶなど、その影響 な事態に見舞われた場合には、 ている東海地震の想定震源域に位置し、今回のよう る中部電力浜岡原発は、高い確率で発生が予想され 地点に所在する原発を停止することが急務である。 いて、特に大地震と津波の危険が予想されている立 かになった。現在も地震活動期にある日本列島にお 原発には重大な危険性が内包されていることが明ら そのような危険な原発の筆頭として指摘されてい 上記のとおり、 今回の苛酷事故の発生によって 周辺地域の被害はも

> 抜本的見直しがなされるまで、浜岡原発の停止は継 続されなければならない。

5 今後の原発行政の見直し

ば、 者が「想定」する程度を超える地震や事件が起きれ 構であることが証明されたのである。もし原発事業 れているのである。 とされており、今後も大地震と津波の危険が予想さ る事態に至る。日本列島は現在も地震活動期にある いることが明らかになった。まさに「安全神話」は虚 により、今日の原発には致命的な危険が内包されて 上記のとおり、福島第一原発における重大な事態 たちどころに深刻かつ甚大な放射能汚染が生じ

ムが抱えている危険性を直視する必要がある。今後 このような状況の下で、原子力発電というシステ

> である。 早急に、上記の事故調査を十分に実施して事故の エネルギー政策を根本的に見直し、原発に依らない 原因を解明しなければならない。また、これまでの (あるいは、 原発抜きの)電力供給体制を確立すべき

いることを指摘したい。 処置を躊躇なく断行する覚悟が、今厳しく問われて ることなく、根本的な政策の見直しを行い、必要な 今回の事故を「特殊な事態」として過小に評価す

10一一年五月一八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議

長

鳥

海

武力による制裁をきっかけとする暴力の連鎖を 回避することを求める議長声明

米国によるオサマ・ビンラディン容疑者の殺害を受けて

者を殺害したことを発表した。この特殊部隊の行動 ン領内で海軍特殊部隊がオサマ・ビンラディン容疑 二〇一一年五月一日、 オバマ米大統領は、パキスタ

はこの計画を直ちに撤回すべきであり、原発政策の のであって、とうてい許されない。政府と中部電力 拒否し、「想定」の範囲内での対応で足りるとするも

について説明したカーニー米大統領報道官は、オサ

という計画を表明している。しかしそのような対応

進行中の危機的な事態から教訓を学ぶことすら

津波対策の防潮堤工事などが完了すれば再稼働する 今なお政府及び中部電力は、二~三年後に地震・

明するなど、当初からオサマ容疑者の殺害を目的と マ容疑者自身は武装していなかったことを明らかに からオサマ容疑者を殺害する許可を得ていた」と言 しており、また、パネッタ米CIA長官が「大統領

する軍事作戦であったことがうかがわれる。

また当初は、パキスタン政府当局の協力の下で作自身、米海軍特殊部隊がパキスタン国境を越えることを強く心配していたとも報じられており、事前にパキスタン政府当局の承認を得ずして他国の領域内で武力行使に踏み切ったことがうかがわれる。このような領域国の承認を得ないで米国が武力を行使することは、領域国の主権を侵害する行為であることは、領域国の主権を侵害する行為であることは明らかである。

疑義があると言わざるを得ない。

「これまで米国は、アルカイダ及びアフガニスタンにおける米国の武力行使自体、米国の自衛権行使としての緊急の必要性、均衡性の点かの自衛権行使としての緊急の必要性、均衡性の点かのタリバーン政権に対する武力攻撃を行ってきたが、のタリバーン政権に対する武力攻撃を行ってきたが、これまで米国は、アルカイダ及びアフガニスタン

ない。

また、オサマ・ビンラディン容疑者がアルカイダの指導者であり、九・一一同時多発テロの首謀者であり、九・一一同時多発テロの首謀者であり、九・一一同時多発テロの首謀者でならば、米国が自らにとって危険な人物と認定すれならば、独自に殺害することが容認されることになりかば、独自に殺害することが容認されることになりかば、独自に殺害することが容認されることになりかは、独自に殺害することが容認されることになりかいがいがいがいる。

そして、オサマ容疑者の殺害行為自体、武装して

られるものであるのか、十分に明らかにされているいない人間をあえて殺害した点で国際人権法上認め

とは言い難い。

際社会の利益になるものではないと指摘せざるを得いて国際刑事法を含む法による規載が実現されたにと とまる。国際社会は、九・一事件の首謀者に法の 裁きを与える機会を永久に失った。テロ行為者に対 とでは、 今回のオサマ容疑者の殺害についてオバ

米国務省は、五月一日のオバマ大統領のオサマ容 米国務省は、五月一日のオバマ大統領のオサマ容 たいる」として警戒を呼びかけている。これは、武 ている」として警戒を呼びかけている。これは、武
これできないことを如実に示している。これは、武
これば、
これば、

糾弾し、報復的武力行使の回避を求める決議」を発二○○一年九月一五日、「恐るべき残虐なテロ行為を私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、

表し、武力による報復と制裁が、報復の連鎖を呼び、際限のない殺戮の悪循環に陥ることを警告し、「テロ」行為への対処は、武力によらない国際法に基づく犯人の処罰を通じて行うこと、そして、再発を許さないための国際的ルールの確立が急務であることを訴えた。

私たちは、今あらためて、テロ行為を糾弾するとともに、武力による制裁は、かえって新たなテロをともに、武力による制裁は、かえって新たなテロをともに、武力による制裁は、かえって新たなテロをとあ者に対する法に基づく処罰が求められていることを、あわせてテロ根絶のためにはすべてのテロの温を、あわせてテロ根絶のためにはすべてのテロの温を、あわせてテロ根絶のためにはすべてのテロの温を、あわせてテロ根絶のためにはすべての方とのである。

一〇一一年五月一八日

議 長 鳥 海 準青年法律家協会弁護士学者合同部会

除外することを求める議長声明 今年度の司法試験受験を「三振制」から

ずか二カ月のうちの実施である。 が行われた。本年三月一一日の東日本大震災からわ 東日本大震災が未曾有の被害をもたらしているこ 本年五月一一日から一五日まで、今年度司法試験

影響がおよんでいる 験をめざして準備をすすめてきた受験生にも深刻な 酷事故による放射能禍などによって、今年度司法試 震と津波による被害、さらには、 とは報道などにより日々明らかにされているが、地 福島第一原発の苛

臨んだ受験生が相当数いることは想像に難くない。 とで受験勉強に集中することができないまま試験に にライフラインが切断される不安を覚える状況のも かった受験生もいる。さらに、大規模な余震のたび 新司法試験では、受験年数・回数を卒業五年以内 避難所生活や安否確認などで受験勉強ができな

親戚や知り合いを震災で失った受験生もあり、 ま

ったり、安否確認、 い。また、直接の被災地以外でも、親戚や知人を失 は受験生にとって大変に酷な結果とならざるを得な 多数存在するもとで、この制度が適用されること 記のような状況のもとでハンディを負った受験生が 従来から批判的な意見が聞かれてきた。まして、上 に三回とする制度が行われており、これについては、 放射能禍への不安などで受験勉

> 災により影響を受けた受験生のみを選別することに 強が中断した受験生は少なくないと考えられる。 は技術的な困難を伴うであろう。 震

について、卒業後五年以内に三回とする受験年数 会は、今年度の司法試験については、全ての受験生 こうした点から、青年法律家弁護士学者合同部

> える ことを求めるものである。司法試験終了後の法律改 回数制限から除外するよう、所要の法的措置をとる どの問題が生じるものでないから、十分に可能と考 正であっても、受験生に不当な不利益をおよぼすな

二〇二一年五月一八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会 長 鳥 海

職員に国歌の起立斉唱を義務付ける「大阪府の 斉唱に関する条例」(案)の撤回を求める声明 施設における国旗の掲揚及び職員による国歌の

案を大阪府議会に提出した。 会」府議会議員団は、大阪府立学校の教職員を含む 大阪府の職員に国歌斉唱時の起立を義務付ける条例 同党の代表でもある橋下徹大阪府知事は二〇一一 二〇二 年五月二五日、地域政党 「大阪維新の

例案を提出する方針を明らかにしている。 かかる条例案は、 以下に述べるとおり、個人の尊

年九月議会に、本条例案とは別に、国歌斉唱時に起 立しない教職員に対する懲戒処分の基準を定める条

> 六条、一三条)などの日本国憲法の諸原理に違反し、 良心の自由(憲法一九条)、子どもの学習権(憲法] 厳(憲法二三条)、国民主権(憲法前文、一条)、思想 法一六条にも違反する違憲・違法なものである。 加えて教育に対する「不当な支配」として教育基本

シンボルを通じて国家の下へ個人を統合することを 唱される際に特定の姿勢あるいは態度をとることを 強制するものであって、これは、「国歌」という国家 2 国歌斉唱時の起立の義務付けは、 「国歌」が斉

強制することにほかならない。

た。

さいような国家への統合を国民個々人に強制することを許容するのは全体主義国家でならいざ知らことを許容するのは全体主義国家でならいざ知ら

関えば、アメリカ合衆国においても連邦裁判所 例えば、アメリカ合衆国においても連邦裁判所 は、一九四三年のバーネット事件判決以来、多年に おいって、国旗忠誠の誓いの斉唱にとどまらず、国 旗に対する起立、国歌の起立斉唱などについて強制 旗に対する起立、国歌の起立斉唱などについて強制 ない 連邦憲法修正第一条に反して許されないと一とは、連邦憲法修正第一条に反して許されないと一とは、連邦憲法修正第一条に反して許されないと一

関わる問題である。
は、個人が国家との関係でどのように向き合うかとは、個人が国家との関係でどのように向き合うか、これ

医民主主義の正当性の淵源だからである。とこそ民主主義の正当性の淵源だからである。国憲法のもとにおいては、国家シンボルにどう向き合うかは個々人が市民として個人の政治的思想、見ほかならず、決して公権力が、自らに対する一定のほかならず、決して公権力が、自らに対する一定のはかならず、決して公権力が、自らに対する一定のはかならず、決して公権力が、自らに対する一定のはかならず、決して公権力が、自らに対するというに対している。

ことは明らかである。の支配といった日本国憲法の諸原則と鋭く対立する尊厳を否定することになり、個人の尊厳あるいは法

また国歌を起立斉唱する行為は、自らがその国歌また国歌を起立斉唱する行為は、自らがその国歌によって象うことを示すことであり、それは、国歌によって象徴される「国家」の下に統合されることを許容するという特定の思想を強制するものであって、公権力という特定の思想を強制を禁じた憲法一九条に抵触による特定の思想を強制を禁じた憲法一九条に抵触さるものと言わなければならない。

4 特に本件条例案は、大阪府職員という公務員に対して起立斉唱を義務付けるものであるが、公務員が「全体の奉仕者」(憲法一五条二項)と位置付けられているとしても、これは国民主権原理の下で公務員に関する抽象的な指導原理を述べたものにとど務り、「全体の奉仕者」であることを根拠に、一律全まり、「全体の奉仕者」であることを根拠に、一律全まり、「全体の奉仕者」であることを根拠に、一律全まり、「全体の奉仕者」であることを根拠に、一律全まり、「全体の奉仕者」であることを根拠となる。

る。 したとしても、憲法上許容されることはないのであ したとしても、憲法上許容されることはないのであ したがって、義務付け自体が憲法一九条に反して

ざいますし、また、斉唱する自由もあれば斉唱しなば、また起立しない自由もあろうかと思うわけでごって、式典等においてこれを、起立する自由もあれ時の野中広務内閣官房長官は、「それぞれ、人によ時の野中広務内閣官房長官は、「それぞれ、人によりの野中広務内閣官房長官は、「

することは、まさしく国家を自己目的化して個人の

このような個人が自主的に決定すべき事柄につい

公権力が特定の行為(態度)をとることを強制

は制化はそれを画一的にしようというわけではござ法制化はそれを画一的にしようというわけではございません」と述べており、同法によって国民に対していません」と述べており、同法によって国民に対していません」と述べており、同法によって国民に対して国旗を日章旗と規定し、国歌を君が代と規定するのみであって、草案段階において尊重義務保けることは国歌法の立法趣旨を逸脱唱を義務付けることは国旗国歌法の立法趣旨を逸脱唱を義務付けることは国旗国歌法の立法趣旨を逸脱唱を義務付けることは国旗国歌法の立法趣旨を逸脱するものである。

て無効といわざるを得ない。

大阪府が制定しうる条例は憲法九四条によって無効といわざるを得ない。

大阪府が制定しうる条例は憲法九四条によって

大阪府が制定しうる条例は憲法九四条によって

ざるを得ない。

「であるという一方的な考えにもとづくものであめ、前記最高裁判決が示した「誤った知識や一方的り、前記最高裁判決が示した「誤った知識や一方的り、前記最高裁判決が示した「誤った知識や一方的勢)であるという一方的な考えにもとづくものであ

そして、国歌斉唱時に起立しない者は批判され、あるいは処分されてしかるべきといった一定の観念なく、子どもが自らの思想・良心を自由に形成しその人格を豊かに完成し実現していくために保障されの人格を豊かに完成し実現していくために保障される「教育」でしかり得ない。したがって、本件条例こそが子どもの学習権を侵害しているのである。

7 なお、二〇一年五月三〇日、最高裁第二小法廷は、東京都の都立高校の学校長が教職員に対応で、日の丸に向かって起立し国歌を斉唱するよう命じた職務命令について合憲であるとの判断を示した。かかる判断は、これまで述べてきた憲法の基本た。かかる判断は、これを日の丸・君が代をめぐる原理に反し、憲法の番人たる最高裁の本来の役割に原理に反し、憲法の番人たる最高裁の本来の役割に対している。

職務命令を合憲・有効として決着させることが、必であるべきである(須藤正彦)との見解や、司法がって(中略)強制や不利益処分も可能な限り謙抑的ではなく自由闊達に行われることが望ましいのであことは同判決の補足意見が、「教育は、強制

する根拠とすることは許されない。 ある。これらの点から同判決を、本条例案を正当化とになるとはいえない」(千葉勝美)とのべる通りでずしもこの問題を社会的にも最終的な解決へ導くこずしもこの問題を社会的にも最終的な解決へ導くこ

8 以上のとおり、今回、大阪府議会に提出された本件条例案は、個人の尊厳(憲法二三条)、国民主た本件条例案は、個人の尊厳(憲法二三条)、国民主り、さらに、子どもの学習権(憲法二六条、二三条)を侵害するものであって、日本国憲法に違反するものと言わざるを得ない。加えて、同条例案による起立斉唱の義務付け自体、一方的な観念を子どもに植立斉唱の義務付け自体、一方的な観念を子どもに植立方けるおそれがあり、教育に対する「不当な支配」として教育基本法一六条にも抵触し違法であると言わざるを得ない。

定されることがないよう強く求めるものである。青年法律家協会弁護士学者合同部会は、このような違憲・違法な条例案について、大阪維新の会に外の各会派に対し、府議会において、府民新の会以外の各会派に対し、府議会において、府民が企憲・違法であることを明らかにし、本件条例なが制定されることがないよう強く求めるものである。

二〇二年五月三日

議 長 鳥 海 準青年法律家協会弁護士学者合同部会

編集後記

▼震災直後に成田へ 行く機会があり、ついで に成田山新勝寺に立ち と大型バスでやってくる と大型バスでやってくる

西は異なるが、魂を揺さぶる名曲だ。 低く高く響きわたる読経の和音には、たしか が、護摩の炎のみが中央に灯る暗闇の中、ほ 何とかして発声練習に備えなければ。 ジそのものは復興と平安には直結しないが が来た。曲はモーツアルトのミサ曲。洋の東 奏会の現役・卒団者合同ステージへのお誘 属していた合唱団から、五〇周年記念定期演 とんど人のいないがらんとした巨大な堂内に、 は復興と平安を願う護摩祈祷が行われていた 梅で有名な庭園も閉鎖されていた。▼本堂で えっているはずの境内はひっそりと人気がな を伝えていきたい。まずはだぶついた腹筋を た。▼それからしばらくして、学生時代に所 に生と死への思いを結ぶ宗教的な感動があっ うた」の発信者となることにより、 あちこちに崩れた石塀や灯籠が目立ち、 ステー

(町田正裕)